

議案第 4 2 号

長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 6 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号）による消費税率の引上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

(1) 上長与体育館使用料

(単位：円)

時間 種別	1時間につき	
	町民	町民以外
フロア	110	220

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

(2) 電灯使用料

(単位：円)

種別	1時間につき
フロア	220

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。